

かながわ移行期医療支援センターを開設します

県では、小児慢性特定疾病の児童が成人後も適切な医療を受けられるよう、小児期から成人期への円滑な移行期医療を推進する「移行期医療支援体制」を整備しています。このたび、その支援機能を担う「かながわ移行期医療支援センター」を4月1日に開設します。

- 1 所在地 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター14階
- 2 受付時間 10時00分から17時00分
土・日・祝日・年末年始・休館日を除く
- 3 電話番号 045-312-1121

新型コロナウイルス感染症対策のため、4月13日から受付時間が15時までに変更されます。

4 業務内容

(1) 小児診療科と成人診療科の連携支援

成人期に達した小児慢性特定疾病の患者に対応可能な県内の医療機関の情報を提供し、小児期と成人期の医療機関の連携を支援します。

(2) 小児慢性特定疾病の患者の自律(自立)支援

患者自らが病気を理解し、自律(自立)していくための相談支援を行います。

5 業務委託先

独立行政法人国立病院機構 箱根病院

(かながわ難病相談・支援センターと併設)



ともに生きる社会
かながわ憲章

KANAGAWA CHARTER for an Inclusive Society

- 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます

問合せ先

神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課
課長 中野 電話 045-210-4650
家庭福祉グループ 長瀬 電話 045-210-4671

ともに生きる 親子

かながわ移行期医療支援センターについて

1 小児慢性特定疾病とは

次の4要件の全てを満たし、厚生労働大臣が定めるもの

- ①慢性に経過する疾病であること
- ②生命を長期に脅かす疾病であること
- ③症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾病であること
- ④長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾病であること

例：慢性骨髄性白血病、1型糖尿病 など

○疾病数等 16疾患群 762疾病（令和元年7月1日現在）

○県内患者数 6,630人（平成31年3月末現在）

2 小児慢性特定疾病における課題と対応

課題	対応
○小児科の医療では成人期の疾患への対応が困難 ○成人診療科の医師は小児慢性特定疾病の診療経験が少ない	小児診療科と成人期診療科の橋渡しが必要
○小児期の療養生活は親が全面的に管理しており、患者本人がヘルスリテラシー（自分の健康や疾患のことを語れる力）を得ることが必要	成長発達に合わせた自律（自立）支援が必要

3 かながわ移行期医療支援センターの概要等について

小児慢性特定疾病における課題に対応するため、かながわ移行期医療支援センターを開設する。

(1) 概要

- ・所在地 横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2 かながわ県民センター14階
- ・相談日 土・日・祝日・年末年始休館日を除く毎日
- ・相談時間 10時～17時
- ・電話番号 045-312-1121 内線 3400
- ・開設日 令和2年4月1日
- ・体制 移行期医療支援コーディネーター1名
- ・委託先 独立行政法人国立病院機構 箱根病院

(2) 移行期医療支援センターの役割と患者、医療機関の関係（イメージ図）

